

令和3年度 第1回久留米市成年後見推進協議会

令和3年6月25日(金)

14:30～

参加者：上原委員、岡田委員、山下委員、稲吉委員、松延委員、窪田委員

事務局：長寿支援課：野口課長・小山補佐・栗木（進行）・高野・川添

障害者福祉課：下津浦補佐・重永

久留米市社協：古谷主査・藤岡

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名（堤課長）

次第Ⅰ. 委嘱状交付・委員等紹介

次第Ⅱ. 久留米市成年後見推進協議会について

(設置要綱を説明)

次第Ⅲ. 会長・副会長の選出について

(事務局) 事務局案として、前期に引き続き会長に上原委員、副会長に窪田委員を提示

(委員全員) 異議なし

～規定に基づき、上原会長が進行～

次第Ⅳ. 報告

1 令和3年度 成年後見推進事業計画(案)について

事務局 (資料1)に沿って説明)

質問・意見なし

2 中核機関関係及び成年後見センターの運営事業(まとめ・経過)

事務局 (資料2)に沿って説明)

委員 1ページ(1)上から3つ目で、受任調整会議の結果で第2候補まで決定したら2週間以内程度に返信をいただきたいという流れだが、これは第2候補までを決定したら2方向にメールを流して2候補者から両方とも推薦をいただきたいということか。

事務局 その方向で準備を進めていたところである。

委員 できれば、第1候補が断られてから第2候補にメールを流すほうがよい。

委員 受任調整では、個人情報流すのか。

事務局 受任調整については資料3で提案するが、イニシャルを使用し個人情報がわかる

部分は配慮して情報提供を行う予定である。

委員 地域性、年代、性別、特異な疾患であるとかキャラクターの強いものに関してはわかるが、個人名がわからない、年齢を少しぼかすなどか。

事務局 その通り。

委員 候補者推薦について事務局の手続きが必要なため、第1候補がだめなら第2候補という流れがよい。

委員 弁護士会としては細かい情報を見て候補者を決めるというところまでできず、名簿順で推薦する。情報をいただきどこまでベストな弁護士を推薦できるかというところかというと、できない可能性が高い。弁護士が候補となった場合は、名簿順なので候補者はすぐ立てられる。

委員 名簿順だが断られる場合もあるか。

委員 断られる場合もある。

事務局 第1候補に断られてから第2候補に依頼をしたほうがよいというご意見でよいのか。

委員 そちらのほうがありがたい。

事務局 第1候補に断られる可能性はどれくらいあるか。

委員 市長申立ての案件になるので、利用支援事業を活用できて、行政も包括も関わっている、障害の関係も関わっているという事案なので、本人申立てで報酬が手当てされていないような案件とは違いそこまで心配していない。

委員 弁護士会では、ほかの弁護士に受け手がなければ、高齢者障害者委員会を中心に受けるようにしている。先ほど稲吉委員がおっしゃったような状況であれば、特に断る理由はない。

委員 司法書士会も同様で、ある程度受任調整会議で揉まれている事案なので、司法書士向けの案件ではないという理由で断る可能性は少ない。

委員 中にはハードな虐待事案であるとか本人支援に加えて親族支援が必要な事案の場合は、法人後見の検討を行うと思う。

事務局 2週間程度でよいか。

委員 弁護士会は大丈夫である。

委員 司法書士会も大丈夫である。

会長 今皆様からご発言があった部分については内容の修正をお願いします。

委員 緊急を要する案件は随時直接専門職団体の窓口へ相談するとなっているが、緊急を要するとは具体的にどのような想定か。

事務局 受任調整会議が月に1回だが、急ぎ申立てをしなければならない案件を想定。

委員 メール等で個人情報データをクローズして判断を仰ぐ方法で行ってはどうか。本人の生命、財産がなくなる、強く役所にクレームを言ってくる人がいるという場合、もちろん緊急対応も必要かもしれないが、そのあとの段取りの対応が必要になってく

る。事例を流してもらえれば専門職の目で見ることができるので、メールで三日以内でというような依頼を流してもらえれば対応してもらえないのではないか。

事務局 今話を踏まえて、受任調整会議の委員の皆さんに、緊急を要する案件のデータをお送りし、回答をいただく流れとさせていただきたい。

委員 メールあるいは電話でコメントをもらうこともできると思う。

事務局 受任調整会議の簡易リモート版になるかと思うが、受任先について意見をいただき、多数決等で決めるということによいか。

委員 最終的にはお任せする。

会長 ほかに意見等はないか。

委員 2ページ目の②久留米市成年後見センターとの協議、事務的な課題というところで、アに成年後見センターが成年後見制度の申立て支援を行う中で、「非弁行為」又は「非司行為」にあたるかどうか迷うことがあるという点について。厚生労働省が資料に、申立て人の手続きについて基本的には後見開始の審判になる場合は弁護士法第72条、司法書士法第73条で弁護士、司法書士しか業としてできない、それに違反した場合には刑事罰の対象となると書いてあるが、申立人が書類を作成し、申立てに必要な費用を支払う（後見人の選任後に本人に求償できるとしても一時的に立て替えることになる）、書類作成ができない場合は弁護士や司法書士に費用を支払い書類作成を依頼することができる。申立人が民事法律扶助の適用となる場合には、民事法律扶助を使って書類作成を依頼することができる。弁護士、司法書士、民事法律扶助、だいたいそこで賄えると思う。ただ、特異的にいろいろな人に会うのが苦手である、日常生活自立支援事業利用の本人がなんとかがんばったらできるが、部分的に支援が必要というときにはお手伝いすると思う。そこに関しては「非弁行為」「非司行為」に注意は必要だが、親族や本人がする1回限りの申立行為を事実行為について中核機関や包括などが無償で支援、手伝えることは全く弁護士法、司法書士法にも反しないとここには言い切っている。司法書士申立て書類の作成、弁護士による申立てで代理に委ねるのは、そうしないと申立てできないような課題がある場合と考えられる。協議会でその役割をしっかりと認識していくことが重要なポイントとなっている。

委員 オリンピックの影響でまたコロナ感染が広がり緊急事態宣言が出るとなると協議会等の開催ができるのか。そうすると10月1日から中核機関が開始できるのかという根本的な不安を感じているが、今後の予定として10月1日開始可能と見込んで決めているのか。

事務局 対面での会議となるのかりリモートでの会議になるのかも含めて、開催できる方向で進めさせていただきたい。

委員 今後のスケジュールとして、残り3か月という中で10月1日に立ち上げることができるのか。

- 事務局** 後ほど今後のスケジュールについてはお示しする。
- 委員** 2 ページ目の②イ任意後見契約及び死後事務委任契約の相談対応について、専門職の紹介を要望される場合、個人的な紹介はしないほうがいいが、公証役場だけでなく、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、公的な団体があるという紹介はしてもよいのではないかと。
- 委員** 2 ページ目の②エ市民後見人の活動支援について「(ウ) 市民後見人になるためには、市民後見候補者は法人後見支援員として1年経験を積んだ後ではないか。」という考えは社協の考えか。
- 社協** 法人後見支援員は月1回の面談が中心なので1年に1回の定期報告をするところまでやっていただき候補者になってもらったほうがいいのではないかと考えている。
- 委員** 年数のみに限らず、一定の要件がいてと考えており、協調性などの点をバランスよく評価されるべきと思う。市民後見人が家裁から選任されたとしても監督人として付くということははっきり決まったのか。そこは未確定か。
- 社協** それは目指すところではある。
- 委員** すべて社協が監督人になるのか、後見監督人の業務のやり方も結構大変ではないか。社協が全部負担を背負う必要はないのではないかと。
- 事務局** 県の後見センターの監督人の要件は、養成したところが監督人を出すことになってきたかと思う。
- 事務局** 家庭裁判所の事務局から出た通知が、市民後見人を養成した団体で後見監督人を、となっていたと理解している。
- 委員** 私もそう理解しているが、それは絶対ということなのか。
- 事務局** 中核機関がある程度成熟してきたら監督人はいらないのではないかと話もあっているが、成熟するまでが監督人が必要となる。
- 委員** 今、最高裁家事家庭局と日本の三士会と日司連で後見監督人と後見人の報酬の在り方を検討している。また、身上監護にいくらや、市民後見の話も少し出てきている。県に従って監督人を選任することをベースにしながらも必ずしもそうではない在り方を目指してもよいのではないかと。
- 家裁** 今の点に関して、市民後見人が選任された場合の監督人に関しては、平成31年に福岡家庭裁判所が自治体に案内した中に、その当時の方針として考え方を示しているが、この先市民後見人、親族後見人をとりまく環境がどんどん整備されていけばそれを踏まえた上で、家庭裁判所も個別に裁判官が判断していくということになるかと思う。

次第Ⅴ. 議事

1 中核機関の設置について

- 事務局** (資料3)に沿って説明)

- 委員** 10月1日の中核機関設置について、後見センターも対応できるということでしょうか。
- 社協** 中核機関については久留米市と成年後見センターとで一緒に協力しながら共同で進めさせていただいている。
- 委員** 受任調整会議の立ち上げは可能としても、緊急事態宣言が出れば会議等も開催できなくなるので、その他の相談対応等ができるのかというところを危惧している。
- 事務局** 仮に緊急事態宣言になっても開催方法を遠隔か対面かで開催できるようにしたいと考えている。また、後見人支援については、後見人の方からの質問をまずきちんと丁寧に対応させていただくことで経験を積む必要がある。
- 委員** 受任調整会議はリモートで開催する可能性があるのか。
- 事務局** リモートも含めて開催するところで検討させていただきたい。リモートでは難しいというご意見か。
- 委員** 弁護士会の場合、高度のプライバシー等が関係している案件についてはリモートでは行っていない。受任調整会議でどこまで情報を出すのかとの兼ね合いもあるかと思うが、個人情報特定されないようなものであればリモートでもよいと思う。
- 事務局** 受任調整会議はメンバーが少ないため、感染に十分に配慮し開催させていただくというのはよいか。
- 委員** 行政関係はリモートをされていない印象があるが実際はされているのか。
- 委員** 司法書士も社会福祉士も弁護士も個室だが、行政は電話がかかってくるのと周囲に人がいる印象を受ける。
- 委員** 周囲の環境に配慮したプライバシーを確保した室内で行えば実施できるのではないかな。
- 事務局** 委員の皆様のご意見を踏まえて感染に配慮し対面で開催させていただきたい。
- 委員** 遠隔のほうがタイムリーに行えるのであれば、プライバシーに配慮しながら遠隔で実施したほうがよいのではないかな。
- 委員** リモートで実施すると発言が描かれず、整理が全体像としてできにくいという難点があるので、基本的には集合のほうが望ましい。ただし、緊急事態宣言が発出された際などは、やり残すよりはリモートで実施するほうがよいと思う。
- 事務局** 緊急事態宣言下においても感染に配慮しながら手法については状況を見ながら実施させていただきたい。
- 委員** 以前フロー図を出されていたと思うが、フロー図は作成しているのか。
- 事務局** 以前、案として作成させていただいた。
- 委員** 現在、県南の受任要請が非常に多く、候補者の選任が難航している。これまでは家庭裁判所からの候補者推薦依頼を受けてから地域の方に流し手挙げ方式というのが社会福祉士会のフレームだった。今回は、久留米市からの依頼ということになるため、委員会には私から打診をして検討してほしいという話はするが、多少返事に時

間がかかるかもしれない。何か正式に文書を出されるのか。

事務局 正式に文書を出させていただく。

委員 その前に打診をかけていたほうがよいか。

事務局 そうしていただくとありがたい。

事務局 日程について、第3火曜日の13時30分からという固定で進めさせていただければと思っている。現時点で決めるのは難しいか。受任調整会議の委員が決まってから調整を行うほうがよいか。

委員 委員が決まってから協議で決めていただくのが一番だと思う。

委員 委員は事務局の方ではすでに名前が挙がっているのか。

事務局 本協議会后、三士会に委員の推薦依頼をかけさせていただく。

委員 決定は出席者全員の賛成が必要となっているが、一つの会が反対すると決まらないということが起こりうるのではないか。

事務局 3名の会なので、皆様賛成していただけるのではないかという認識で提案させていただいた。

委員 決定は委員3名だけで決めるのか。

事務局 今のところ当面3名で考えている。

委員 その他市長が特に認めるものというのとは。

事務局 今のところ、その他市長が特に認めるものを委員に置く想定はない。

委員 医療職等を置く予定はないのか。

事務局 医療職とのご意見をいただいていたのは承知しているが、まずは3名で出発させていただければと考えている。

委員 医療職を置き難い理由があるのか。

事務局 今のところ調整が難しいと考えている。

事務局 賛成について、全員の賛成か、半数以上の賛成としたほうがよいのではないかとということか。

委員 だれか一人が反対すると決まらないということも起こりうるのではないか。

委員 受任調整会議を受けて最終的には市町村が決定するものだと思うので、市が引き取って決めるのかだと思う。

事務局 仮に過半数以上の賛成となると2人賛成で決まるということになるが、それでも残り1人のところに受任の依頼がいけば決まらない可能性がある。

委員 最終的に全員の賛成を前提とするが、全員が賛成しなかった場合どうするのか。

委員 賛成反対同数の場合、議長が決するなど、決まらない場合を担保していることが多い。

事務局 決まらない場合の担保の手法については検討し、提案させていただきたい。

委員 2ページ目に、必要がある場合受任調整会議後にケース会議をさせていただくとあるが、これは受任調整会議の委員が引き続き3名でケース協議をするということ

か。その分の報酬謝金を含めて1回当たり5,500円となるのか。

事務局 それも含めての謝金ということでご理解いただきたい。

委員 ケース協議は3名だけで実施するのか。

事務局 ケース協議のメンバーには事務局である市や社協も入らせていただくことになる。提案は事務局からさせていただき、支援ケースで困難なものがあった場合にはアドバイスを求めさせていただけないかという提案である。

委員 それは、受任調整会議とは別なので、議事録等は作成されず、非公開ということになるのか。

事務局 受任調整会議とは別であるため非公開で対応させていただきたい。

次第Ⅵ. その他

(1) 私の終活ノートについて

事務局 (資料4)に沿って説明)

委員 内容はすでに決定しているのか。

事務局 決定している。

委員 「これからの生活と権利擁護のため」と記載されているが、私の権利擁護のためという表現が気になった。

事務局 「これからの生活のために」という表現のほうがよろしいか。

委員 自分で自分の権利擁護のためのという表現がどうなのか。「これからの暮らしと私の権利のために」というようなニュアンスで書いてあるが、その言葉とこの表現があっていない。

委員 このホチキス止めのものが現物か。

事務局 これが現物になる。

委員 以前、石黒氏という東京都の権利擁護センターの理事が書いたのを見たことがある。僕が認知症になったらこんなことをしてほしいなどぎっくばらんな書き方で私もこんなものを書きたいなと思ったことが以前あった。そんなページもあってもいいと思う。

委員 他の自治体のものなどを参考に作成したのか。

事務局 いくつかの自治体を参考に作成させていただいた。

委員 賛否両論あり、大変センシティブな内容が含まれているため、個別に説明して渡すこととしている。老人クラブのヒアリングを実施し、その中で賛否さまざまな意見をいただいた。きちんと趣旨を伝えるために窓口で配布することとしている。

委員 いつ配布されるのか。

事務局 すでに配布しており、3名の方には実際配布した。一人暮らしで今後の生活が不安というお客様が来られてお渡ししたら喜ばれていた。

- 委員** その方は、これを書かれた後どうしようとおっしゃっていたか。
- 事務局** 友達に託すことを考えておられた。死後事務委任契約等も含めているいろいろ知っていたということだった。
- 委員** 公正証書遺言の話については。
- 事務局** 遺言についても知りたいとのことだった。
- 委員** 無料で配布されているのか。
- 事務局** 無料で配布している。
- 委員** これはコピーで実際はカラー刷りのものか。
- 事務局** この状態で配布している。
- 委員** 他の自治体のものはきれいに製本されているものなどもあるが。
- 事務局** 広告が載ると無料で作成できるものを利用しているようだ。
- 事務局** バージョンを変更していく必要もあると考えており、この形にさせていただいている。
- 委員** 24 ページ預貯金等についてはこの通りでよいか。
- 事務局** このページについては意見があり、当初はカード番号等を記載できるようにしていたが、実際に確認する際にはカード番号は不要というご意見や、あると犯罪に巻き込まれたりするリスクもあるのではないかという意見も踏まえ、この内容にしている。

—第1回成年後見推進協議会 終了